

第18回 定時株主総会 招集ご通知

日 時：2022年3月28日(月曜日) 午前10時
受付開始 午前9時30分

場 所：ホテル ルポール麹町（麹町会館）
2階「サファイアの間」
東京都千代田区平河町二丁目4番3号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決 議 事 項






- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）での議決権行使期限：
2022年3月25日(金曜日)午後6時30分到着分まで



目 次

 招集ご通知	1
 株主総会参考書類	4
 事業報告	10
 連結計算書類・計算書類	28
 監査報告書	32

r a k u m o 株式会社

(証券コード 4060)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番地
r a k u m o 株 式 会 社
代表取締役社長 御手洗 大 祐

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月25日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階「サファイアの間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://investor.rakumo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://investor.rakumo.com/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う株主様へのお願い及び当社の対応

新型コロナウイルス感染防止対応につき、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<来場される株主様へのお願い>

- ・マスクの持参・着用でのご来場をお願いいたします。また、会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
- ・会場受付にて、アルコール消毒液による手指の消毒と、非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・検温により37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、アルコール消毒液のご利用やマスクの常時着用をしていただけない株主様には、総会会場での感染拡大リスクを低減するために、ご入場のお断りや、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場内の株主席は間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数に限りがございます。入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場内にご着席後は、座席のご移動はお控えください。
- ・株主総会当日ご出席の株主様へのお土産やお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・当日の登壇者、運営スタッフは、検温や体調確認を実施の上、マスクや必要な防護具を着用させていただきます。
- ・当日の運営スタッフは、例年より少ない人数を予定しております。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年より短縮させていただく予定です。
- ・質疑応答時間の制限、株主様からのご質問回数を制限させていただく場合がございます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://investor.rakumo.com/>）にてお知らせ申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	みたらい だい すけ 御手洗 大 祐 (1972年4月21日) 再任	1996年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年9月 バックテクノロジーズ株式会社設立 代表取締役 2004年12月 株式会社日本技芸（現 当社）設立 代表取締役社長 2005年4月 株式会社アイスタイル 社外取締役 2018年4月 RAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム） 会長（現任） 2019年3月 当社 代表取締役社長CEO（現任）	1,363,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 2004年12月の当社設立以来、代表取締役として経営指揮を執り、当社グループの事業発展に貢献してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い見識、創業者としてのリーダーシップにより、当社グループのさらなる成長・発展に貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	にし むら ゆう や 西 村 雄 也 (1981年10月27日) 再任	2005年 4 月 株式会社三井住友銀行入行 2007年 8 月 野村證券株式会社入社 2018年 9 月 当社入社 経営管理部長 2019年 4 月 当社 取締役C F O 2019年 8 月 当社 取締役C F O経営管理部長 2022年 1 月 当社 取締役C F O (現任)	40,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 金融業界における幅広い経験と、財務及び経営管理における豊富な知見を有しており、当社入社以来、C F Oとして経営全般の発展に尽力してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い見識により、当社グループのさらなる成長・発展に貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
3	いし だ かず や 石 田 和 也 (1982年11月2日) 新任	2005年 4 月 株式会社アイ・デザイン・システムズ（現 株式会社ディー・ビー・アイ）入社 2010年 4 月 株式会社日本技芸（現 当社）入社 2013年 9 月 当社 プロダクト部長 2020年 1 月 当社 執行役員プロダクト部長（現任）	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 プロダクト開発における豊富な知識と経験を有しており、当社入社以来、プロダクト部門を牽引し、事業の発展に貢献してまいりました。この経験を当社グループの経営や取締役会の意思決定に反映していただくことを期待し、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ひぐち おさむ 樋 口 理 (1962年10月28日) 再任 社外 独立	1985年4月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 1990年9月 ロータス株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 1998年9月 株式会社デジタルガレージ入社 1999年6月 株式会社インフォシーク(現 楽天グループ株式会社)入社 2000年4月 株式会社アットマーク・アイティ(現 アイティメディア株式会社)取締役 2000年8月 ジャパン・スタートアップス株式会社 取締役 2005年6月 ティアック株式会社 取締役 2006年5月 アーキタイプ株式会社 取締役 2006年6月 ティアック株式会社 常務取締役 2006年6月 インフォテリア株式会社(現 アステリア株式会社)取締役 2007年6月 アイティメディア株式会社 監査役 2014年3月 株式会社まぐまぐ 取締役 2018年1月 アーキタイプ株式会社 監査役(現任) 2018年10月 株式会社ローカルフォリオ(現 リードプラス株式会社)社外取締役(現任) 2021年3月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アーキタイプ株式会社 監査役 リードプラス株式会社 社外取締役	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>情報通信業界を中心に各社の取締役及び監査役を歴任されており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社から独立した立場で、経営全般の観点から適宜助言をいただいております。引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏は報酬委員会の委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただいております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き報酬委員として関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 樋口理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 樋口理氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は樋口理氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、樋口理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 御手洗大祐氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社創世が保有する株式数も含めて記載しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益の一部に弱さがみられるなど、厳しい状況が続きましたが、設備投資や生産、個人消費などにおいて、持ち直しの動きも見られました。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気の持ち直しが期待されますが、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスク、金融資本市場の変動による影響などを注視する必要があります。

当社グループが事業展開するソフトウェア業界におきましては、企業の生産性向上や業務効率化、テレワークに関連したシステムへの投資需要拡大が引き続き見込まれます。政府が推進する「働き方改革」への取り組みに加え、感染症の影響による在宅勤務やモバイルワークなどテレワークの実施、オフィス勤務とリモートワークを併用したハイブリッド勤務の増加など、「新しい働き方」が定着しつつあります。

このような状況の中、当社グループは、『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、『次のいつもの働き方へ。』をミッションに掲げ、オフィスの生産性向上に貢献すべく、企業向けグループウェア製品「rakumo」の機能強化及び更なる拡販に注力しました。

販売面においては、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタルトランスフォーメーション(DX)推進などにより、新規顧客の獲得が継続的に進みました。また、Google社及び教育総合展(EDIX)へのイベント出展や、販売パートナーとの協働及び新規販売パートナー開拓など各種施策の実施により、ユーザー1人当たりの単価及びユニークユーザー数の増加に尽力しました。

加えて、クライアントニーズを鑑みた機能追加・改善や他社製品との連携実施、当社からの能動的なアプローチによる既存顧客フォローを行うなど、お客様満足度の向上や解約率の低減にも努めました。

費用面では、コスト削減施策による費用の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みの中で、売上原価や営業活動にかかる費用が想定を下回って推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は963,779千円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益は227,909千円（同69.7%増）、経常利益は221,619千円（同96.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は188,748千円（同50.7%増）となりました。

サービス別の状況は次のとおりであります。

（SaaSサービス）

当サービスにおいては、新規顧客の増加やライセンス追加などにより堅調に推移し、2021年12月末のクライアント数は2,202社（2020年12月末比197社増）、ユニークユーザー数は448千人（同31千人増）となりました。

製品認知度の向上やユーザー1人当たりの単価及びユニークユーザー数を増加すべく、オンラインも含めた展示会への出展や大手既存顧客へのフォロー、販売パートナーとの協働による大手既存顧客のグループ会社開拓など、各種施策を実施いたしました。

この結果、SaaSサービスの売上高は821,489千円（前連結会計年度比20.8%増）となりました。

（ソリューションサービス）

当サービスにおいては、大企業からのライセンスサービスに関する導入支援案件の受注・提供のほか、業務支援案件などの受注・提供により、売上高は45,284千円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

（ITオフショア開発サービス）

当サービスにおいては、既存顧客からのラボ型開発案件が継続的に推移したことにより、売上高は97,006千円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。

サービス別売上高

サービス区分	第17期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第18期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
SaaSサービス	679,811千円	82.7%	821,489千円	85.2%	141,678千円	20.8%
ソリューションサービス	45,359	5.5	45,284	4.7	△75	△0.2
ITオフショア開発サービス	97,251	11.8	97,006	10.1	△245	△0.3
合計	822,422	100.0	963,779	100.0	141,356	17.2

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において、新株予約権の行使により、32,277千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	534,035	664,845	822,422	963,779
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△14,124	20,195	113,084	221,619
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△8,937	△38,394	125,222	188,748
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△5.06	△21.65	31.36	33.68
総 資 産 (千円)	458,833	515,122	1,251,044	1,517,087
純 資 産 (千円)	33,324	54,630	717,155	947,950
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△105.42	△94.57	129.91	166.44

(注) 1. 当社は、第17期から連結計算書類を作成しております。なお、第15期及び第16期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

4. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	516,570	664,845	822,422	963,779
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△25,987	7,140	79,513	199,683
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△26,168	△49,637	92,654	167,961
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△14.81	△28.00	23.20	29.97
総 資 産 (千円)	444,877	491,317	1,197,606	1,431,923
純 資 産 (千円)	16,447	26,659	659,557	859,684
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△109.00	△100.14	119.48	150.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
RAKUMO COMPANY LIMITED	4,165,600千VND	100.0%	ITオフショア開発

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社グループの主要サービス「rakumo」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・業態の顧客に選ばれるとともに、継続的に支持される必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティ（使いやすさ）の維持・向上が不可欠であると認識しております。

今後も顧客ニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善、各種機能強化及び他社製品との連携といった製品機能強化に加え、顧客サポートの品質向上等により、市場優位性の保持に努めてまいります。

② 販売パートナーとのリレーション強化

当社グループは、2010年の「rakumo」サービス提供開始時から販売パートナーとの関係構築を進めており、現在ではGoogle Workspace（旧G Suite）やSales Cloudを販売する企業を中心に100社以上の販売パートナー等を有しております。これら販売パートナーとの関係は、当社グループのサービス展開上の優位点となっております。

今後も市場拡大が見込まれる中、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。そのため、販売パートナーの新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーがより当社製品を販売しやすくなるよう、展示会やセミナー等を実施するほか、個々の主要販売パートナーに合わせた対応を行ってまいります。

③ 自社販売体制（マーケティング含む）の更なる強化

当社グループは、当社のサービスがGoogle WorkspaceやSales Cloudといったサービスとの連携の中で提供されるという性質上、Google社やセールスフォース社の顧客に向けたマーケティング・販売施策を主に実施しておりますが、より大きな顧客認知と販売機会の獲得に向けて、現在実施しているインターネットマーケティングやイベント出展のほか、Google Workspace導入企業への当社からの積極的なアプローチ及びIT系メディアの露出を図る等、幅広い顧客に対する施策を検討してまいります。

また、これまでに獲得した顧客リード（見込み客）のうち、すぐには商談につながらないリードについては、商談につなげるための対策を十分に実施できておらず販売機会を逃すことも

ありましたが、マーケティングオートメーションの活用等により、顧客の検討意向を上げる情報提供を積極的に行ってまいります。

さらに、クレジットカードによるオンライン決済など、インターネット上で顧客自身がサービスの購入手続きが可能となる方法を実現し、より多くの顧客の購入手続きに同時に対応できる、効率的な販売手段の構築を検討してまいります。

④ 継続的な新サービスの提供

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述したユーザビリティの向上に加えて、提供するサービスの付加価値を高めることで、高い継続率を確保することが重要であると考えております。当社グループでは付加価値向上のため、HRテック領域（人事分野でのテクノロジー領域）やデータ活用といった新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「rakumo」のビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤の強化にも注力してまいります。

⑤ 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループのビジョン及び事業方針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

⑥ 海外事業展開の促進

当社グループでは、日本市場で蓄積した知見・ノウハウを活用し、アジア市場をはじめとした海外市場に積極的に展開を図ることで、当社サービスの他国展開を行うことが事業の一層の発展における重要な要素であると考えております。海外戦略の一環として、当社グループのソフトウェア開発拠点として、ベトナム国ホーチミン市において、子会社のRAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）が事業を展開しております。今後も、海外における現地法人の設立やパートナーシップを構築することで、海外事業の立ち上げと拡大・成長を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

当社グループはITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の事業内容は以下のとおりであります。

サービス区分	サービス内容
SaaSサービス	企業向けグループウェア製品「rakumo」の開発・販売の他、他社ライセンスの代理店販売を行っております。
ソリューションサービス	当社及び他社SaaSサービスの導入支援や業務支援等のソリューションサービスに加え、ライセンスサービスに関連した他社ハードウェアの販売等を行っております。
ITオフショア開発サービス	ラボ型のシステム開発をメインとしたITオフショア開発を行っております。

(6) **主要な事業所** (2021年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都千代田区

② 子会社

RAKUMO COMPANY LIMITED 本社：ベトナム国ホーチミン市

(7) **従業員の状況** (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
87 (4) 名	6名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46 (3) 名	1名増 (1名減)	36.7歳	5.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	50,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,350
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,632

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,695,500株 |
| ③ 株主数 | 5,911名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
御手洗大祐	995,800株	17.48%
田近泰治	526,500	9.24
アイ・マーキュリーキャピタル株式会社	370,300	6.50
株式会社創世	368,000	6.46
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	271,800	4.77
H E N N G E 株式会社	176,700	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	169,400	2.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	87,800	1.54
J P モルガン証券株式会社	69,706	1.22
野村證券株式会社	59,500	1.04

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (67株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数が175,100株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年10月18日	2019年3月13日
新 株 予 約 権 の 数		348個	240個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 34,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 18,000円 (1株当たり 180円)	新株予約権1個当たり 19,000円 (1株当たり 190円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月19日から 2027年10月18日まで	2021年3月14日から 2029年3月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 348個 目的となる株式数 34,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 2名 (注) 3

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。

2. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることとする。
- (2) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
- ① 上場日から1年以内 40%
 - ② 上場日から2年以内 70%
 - ③ 上場日から2年後の日以降 100%
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 上記のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
4. 2020年6月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2017年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第 5 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 総 数	555個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 55,500株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき180円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2017年12月20日から2024年12月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金 4,995,000円 2. 資本準備金 4,995,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	-
割 当 先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社日本政策金融公庫に割当てた

- (注) 1. 2020年6月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 株式会社日本政策金融公庫は当社代表取締役である御手洗大祐氏との間で、同公庫が所有する当社新株予約権555個（新株予約権の目的となる株式の数55,500株）の譲渡に関して、2020年5月27日付で売買予約契約を締結、2020年9月30日に譲渡が完了しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、59,385千円となります。
3. 第5回新株予約権は、当事業年度中にすべて行使されました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	御手洗 大 祐	CEO
取 締 役	田 近 泰 治	CTO
取 締 役	川 元 久 海 子	COO 営業部長
取 締 役	西 村 雄 也	CFO 経営管理部長
取 締 役	樋 口 理	アーキタイプ株式会社 監査役 リードプラス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	秦 美 佐 子	公認会計士秦美佐子事務所 所長
監 査 役	野 口 誉 成	株式会社CARTA HOLDINGS 常勤監査役 株式会社ピースーデポコーポレーション 監査役
監 査 役	江 嶋 孝 二	北浜法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役樋口理氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役秦美佐子氏、監査役野口誉成氏及び江嶋孝二氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦美佐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役江嶋孝二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年3月29日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、吉川剛史氏は取締役を辞任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
川 元 久 海 子	取締役COO営業部長	取締役COO	2022年1月1日
西 村 雄 也	取締役CFO経営管理部長	取締役CFO	2022年1月15日

7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 常勤監査役秦美佐子氏の戸籍上の氏名は、小野美佐子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び会社法上の重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役報酬の内容は、固定報酬と賞与から構成されております。固定報酬につきましては、業界水準、当社業績、各取締役に求められる職責及び能力等、諸般の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の実績への寄与度を考慮し決定することとしております。なお、業績連動報酬については採用しておりません。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会において協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。監査役報酬の内容は、固定報酬のみで構成されており、業務分担の状況等を勘案し、決定することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に関して、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で委任しております。

a. 報酬委員会の構成

議長：代表取締役社長CEO 御手洗大祐

構成員：取締役 樋口理（社外取締役）、常勤監査役 秦美佐子（社外監査役）、
監査役 野口誉成（社外監査役）、監査役 江嶋孝二（社外監査役）

b. 委任された権限の内容

役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬額の決定を行っております。

c. 権限を委任した理由

独立社外役員の適切な関与・助言を得て、個人別の報酬等の決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するためであります。

d. 報酬委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置

報酬委員会は代表取締役及び監査役を含む社外役員にて構成され、社外役員が過半数となっております。同委員会において直接議論を交わし、出席者の過半数をもって取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	50,557 (1,950)	50,557 (1,950)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	7,725 (7,725)	7,725 (7,725)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	58,282 (9,675)	58,282 (9,675)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 上表には、2021年3月29日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋口理氏は、アーキタイプ株式会社の監査役及びリードプラス株式会社の社外取締役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役秦美佐子氏は、公認会計士秦美佐子事務所の所長であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口誉成氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの常勤監査役及び株式会社ピーシーデポコーポレーションの監査役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役江嶋孝二氏は、北浜法律事務所のパートナーであります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 樋 口 理	2021年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、情報通信業界での豊富な経験や、幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会全1回に出席し、各取締役の評価・報酬の適正な配分等につき適宜意見を述べ、客観的・中立的立場での監督機能を担っております。
監査役 秦 美 佐 子	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 野 口 誉 成	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査における経験や、他社監査役としての豊富な知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 江 嶋 孝 二	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 当社の連結子会社であるRAKUMO COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,371,465	流動負債	500,100
現金及び預金	1,291,240	買掛金	26,089
売掛金	40,899	1年内返済予定の長期借入金	14,982
仕掛品	62	未払法人税等	30,195
貯蔵品	155	前受収益	365,781
その他	39,108	賞与引当金	4,022
固定資産	145,621	その他	59,029
有形固定資産	22,072	固定負債	69,035
建物附属設備	18,951	長期借入金	50,000
工具、器具及び備品	3,120	資産除去債務	10,392
無形固定資産	54,390	その他	8,643
ソフトウェア	46,175	負債合計	569,136
ソフトウェア仮勘定	8,214	(純資産の部)	
投資その他の資産	69,159	株主資本	941,513
繰延税金資産	44,540	資本金	385,260
その他	24,618	資本剰余金	346,110
資産合計	1,517,087	利益剰余金	210,255
		自己株式	△112
		その他の包括利益累計額	6,437
		為替換算調整勘定	6,437
		純資産合計	947,950
		負債純資産合計	1,517,087

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	963,779
売上原価	364,274
売上総利益	599,504
販売費及び一般管理費	371,595
営業利益	227,909
営業外収益	
受取利息	42
その他	38
営業外費用	
支払利息	2,152
為替差損	4,217
その他	0
経常利益	221,619
特別損失	
減損損失	29,398
税金等調整前当期純利益	192,221
法人税、住民税及び事業税	29,445
法人税等調整額	△ 25,972
当期純利益	188,748
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	188,748

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,278,687	流 動 負 債	504,880
現金及び預金	1,203,949	買掛金	34,755
売掛金	40,899	1年内返済予定の長期借入金	14,982
仕掛品	18	未払金	13,045
貯蔵品	155	未払費用	8,346
前払費用	31,560	未払法人税等	30,069
その他	2,103	預り金	4,904
固 定 資 産	153,236	前受収益	365,781
有 形 固 定 資 産	19,934	賞与引当金	4,022
建物附属設備	18,951	その他	28,972
工具、器具及び備品	983	固 定 負 債	67,358
無 形 固 定 資 産	54,346	長期借入金	50,000
ソフトウェア	46,131	資産除去債務	8,714
ソフトウェア仮勘定	8,214	その他	8,643
投資その他の資産	78,955	負 債 合 計	572,238
関係会社株式	9,880	(純 資 産 の 部)	
敷金	23,918	株 主 資 本	859,684
繰延税金資産	44,456	資 本 金	385,260
その他	700	資 本 剰 余 金	346,110
資 産 合 計	1,431,923	資本準備金	316,110
		その他資本剰余金	30,000
		利 益 剰 余 金	128,426
		その他利益剰余金	128,426
		繰越利益剰余金	128,426
		自 己 株 式	△112
		純 資 産 合 計	859,684
		負 債 純 資 産 合 計	1,431,923

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	963,779
売上原価	417,539
売上総利益	546,240
販売費及び一般管理費	343,817
営業利益	202,423
営業外収益	
受取利息	9
その他	10
営業外費用	
支払利息	2,152
為替差損	597
その他	0
経常利益	199,683
特別損失	
減損損失	29,398
税引前当期純利益	170,284
法人税、住民税及び事業税	28,295
法人税等調整額	△25,972
当期純利益	167,961

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

rakumo株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野	英樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野	恭司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、rakumo株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、rakumo株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

rakumo株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野	英樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野	恭司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、rakumo株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び会計監査人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

r a k u m o 株式会社 監査役会
常勤社外監査役 秦 美佐子 ㊞
社外監査役 野 口 誉 成 ㊞
社外監査役 江 嶋 孝 二 ㊞

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルルポール麹町（麹町会館）
2階「サファイアの間」
東京都千代田区平河町二丁目4番3号
TEL (03) 3265-5365



- ◎地下鉄 有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- ◎地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- ◎地下鉄 南北線「永田町駅」9a番出口より徒歩5分